

業界に影響するテーマがわかる！

2023年

# 金融業界総予測



2022年は、ウクライナ紛争や歴史的な円安などの影響で非常に不安定な1年だった。金融機関の担当者にとっては、法人営業・個人営業の両面で、外部環境やお客様の変化を捉える必要に迫られたであろう。

それでは、2023年の金融業界はどのように変化していくのだろうか。本特集では、「業界共通」「法人営業」「個人営業」の3編に分け、法規制の変化といった金融業界に関連する動きや、求められる取組みについて識者が解説する。ぜひ参考してほしい。

大野博堂

NTTデータ経営研究所  
パートナー  
金融政策コンサルティングユニット長

## 経済安全保障の委託先管理と 継続的顧客管理強化が 2023年の2大テーマとなる

**2** 023年の金融業界では、最大のテーマとなるのは、経済安全保障対応だ。22年8月から段階的に施行されている経済安全保障推進法を受け、各分野で対応の検討が進んでいる。早ければ春頃には金融庁からガイドライン案が公表されるものとみられ、例年8月末に公表される金融行政方針でもトップの項目として扱われることだろう。各金融機関は、主に本部で対策を講じる必要が生じる。

経済安全保障推進法は、経済面での安全を確保することを目的としている。具体的には、

①重要物資の安定的な供給の

確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開——に関する4つの制度の創設を柱としている。

このうち③基幹インフラの提供においては、重要設備の導入・維持管理のための委託が審査対象となっている。そこで日本のインフラ事業者にとって重要な問題となるのが、サイバーセキュリティとサードパーティ（外部委託先）対策である。

背景には、インフラ事業者の多くが、すでにクラウドなどを外部の基盤技術を活用しているうえ、国内外の様々な関

係先と連携している状況がある。経済安全保障ではこうした状況に潜む課題が指摘されており、金融機関は管理の強化を求められるだろう。

**委託先の再委託先まで綿密な管理が必要に**

例えば、従来から金融機関は、情報システムの開発に関するスタッフ一人ひとりの属性チェックも欠かせない。中国で17年に成立した「國家情報法」により、必要に応じて中国当局が国内外の企業や個人からデータ入手する、ITベンダーの中には、再委託、再々委託などと重層的な開発体制に移行している場合もある。こうなると、金融機関は今後、「重要な

分にチェックできない可能性も否定できない。

特に大規模なシステム開発では、短期間契約で大量雇用したスタッフが重要システムの開発を担うような場面もありうる。今後は、委託先企業のチェックはもちろん、従事するスタッフ一人ひとりの属性チェックも欠かせない。

この開発を担うような場面もありうる。今後は、委託先企業のチェックはもちろん、従事するスタッフ一人ひとりの属性チェックも欠かせない。



◀対面の取引は顧客管理の貴重な機会に…

個人の場合、口座の第三者への譲渡などによる「なりすまし」を防ぐことが重要だ。住所・氏名・年齢・電話番号といった基本情報に変化はなく、本人が取引の当事者であることを確認しなければならぬ。

また、ダイレクトメールが未着で連絡が取れないような顧客に対しては、金融機関によつては「今後の取引は行わない」といった判断も考えられる。

価することも有効だ。

価することも有効だ。

ない。

例えば、ダイレクトメール

を送つても返信や反応がない

場合、住所が変更された可

能性に留意しておきたい。そ

うえで対面での本人確認の機

会があれば、その際に住所を

確認することになる。

ただし、最近は来店の取引

機会が少なく、対面で本人確

認を行う機会が少ないのも悩

みのタネだ。そこで、インターネ

ットバンキングなど新たな

サービスの申込みや申請を

受けたタイミング

は、本人確認のチャ

ンスとなるだろう。

いまはオンラインで

実用化されている。

こうしたツールを用

いれば、非対面でも

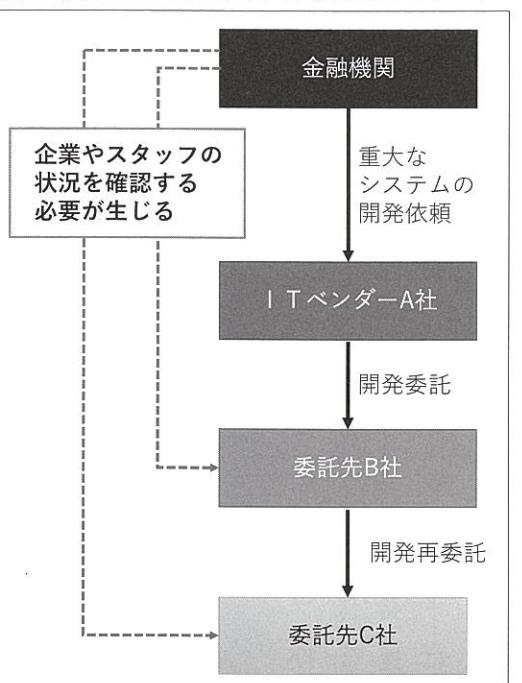
本人確認を合理的に

行うことが可能だ。

法人でも同様の本

じる必要がある。

### ●経済安全保障の基幹インフラ審査のイメージ



(出所) 筆者作成

「インフラ」とみなされる一部の情報システム開発において審査機関の審査を受けることとなる。開発・維持・運用にいたソリューション、ハードウェア、ソフトウェアなどのはか、関与する企業や人材なども審査対象となる。その結果次第で、開発や利用が中止となる可能性もあるので注意が必要だ。

残念ながら、本稿執筆時点では本法の対象となる金融機関が対象に含まれるものと予想されている。

例えは、融資先企業の中に経済安全保障対応が必要となる電力会社が存在するとしよう。この電力会社が資金を投じる電力会社が直接対応すべき場合以外でも、頭の痛い問題を抱え込むことになりそうだ。

このため、今後は融資先企業との間で締結する金銭消費貸借契約などにおいて、経済安全保障を巡る諸リスクを念頭に置いた新たな制限条項の追加や融資条件の追補が必要となるだろう。

### マネロン対策で必須に継続的顧客管理が

23年に対応のピークを迎えるそうだが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）の高度化だ。本部のみならず営業店でも対応が必要である。

すでに地方銀行や信用金庫には22年から金融庁や財務局が検査に入っている。金融庁が対応期限として設定している「24年3月の完全実施」を目標に、23年度には2回目の立ち入り検査が実施される見通しだ。特に喫緊の対応が求められているのが「継続的顧客管理」。マネロン対策の観点から、顧客情報を定期的に確認・管理することである。

日本の金融機関では、顧客が一度口座を開設すると、その後で住所が変更となつた場合でも新しい住所の届け出がない場合も多くみられる。さらに、一度開設した口座は半永久的に存続するため、違法に他人へ口座を譲り渡し、その可能性も否めない。

継続的顧客管理の観点で金融機関は、既存顧客から属性情報などを定期的に更新してもらう必要がある。属性情報の変化を何らかの形で察知し、顧客の「格付け」を再評

## KEYWORD

- ・システム開発などの外部委託取引に注意。チェック体制の構築が求められる
- ・経済安全保障……個人・法人ともに継続的顧客管理が重要。情報の更新や外国の取引先などの確認が必要に
- ・マネロン対策……

執筆

大野博堂（おおの・はくどう）

1993年早稲田大学卒後、NTTデータ通信（現NTTデータ）入社。大蔵省（現財務省）への出向を経て2006年よりNTTデータ経営研究所。経営コンサルタントとして金融政策の調査・分析に従事する。著書に『AIが変える2025年の銀行業務』（近代セールス社）など。

